令和七年九月

川越市都市計画図

川越都市計画区域(川越市・日高市・川島町)

川越市位置図
群馬県
栃木県
茨城県
千葉県
長野県
山梨県
東京都
川越市
さいたま市
市街地拡大図　S＝1：7,500
0　100　200m
坂戸市
川島町
上尾市
さいたま市西区
首都圏近郊緑地保全区域（荒川）
鶴ヶ島市
日高市
狭山市
ふじみ野市
富士見市
所沢市
三芳町
川越市
A地区
B地区
200/60
100/50
御成都市下水路
川越公園
川越運動公園
川越市資源化センター
埼玉県中央園芸卸売市場
埼玉川越総合地方卸売市場
川越市火葬場
川越市し尿処理施設
3・3・1 川越志木線
3・4・6 外環状線
3・4・9 工業団地日高線
3・5・17 笠幡小仙波線
1・4・1 首都圏中央連絡自動車道
3・3・43 小仙波上江橋線
3・5・19 川越上尾線
3・4・14 川越駅南古谷線
3・4・13
3・4・12 三田城下橋線
川越市川越伝統的建造物群保存地区
川越駅東口公共地下駐車場
川越駅前自転車駐車場

都市計画区域

当初　昭和８年２月10日　勅　　令第 982号

最終　平成11年１月８日　埼玉県告示第　29号

市街化区域・市街化調整区域

当初　昭和45年８月25日　埼玉県告示第 982号

最終　平成11年１月８日　埼玉県告示第　41号

用途地域

当初　昭和38年８月12日　建設省告示第1955号

最終　平成30年６月29日　川越市告示第 498号

凡例

			建蔽率(%)	容積率(%)
市行政区域及び区域区分	—··—··—	市行政区域		
	□	市街化区域		
地域地区		用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)
	■	第一種低層住居専用地域	50 60	80 100
	■	第二種低層住居専用地域	50 60	100 200
	■	第一種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) (150) 200
	■	第二種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) 200
	■	第一種住居地域	60	200
	■	第二種住居地域	60	200
	■	準住居地域	60	200
	■	近隣商業地域	80	200 (300)
	■	商業地域	80	400 (600)

地域地区	■	準工業地域	60	200
	■	工業地域	60	200
	■	工業専用地域	60	200
	(A)	高度利用地区(A地区)	70	最高 600 最低 300
	(B)	高度利用地区(B地区)	70	最高 400 最低 200
	100/50	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率	
	80/50|10	形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率[左] 建物の高さ(m)[右]	
	▩	防火地域		
	▨	準防火地域		
	□	生産緑地地区		
	□	伝統的建造物群保存地区		
	▨	近郊緑地保全区域		

促進区域	□	土地区画整理促進区域
地区計画等	□	地区計画
都市施設	⇐——○	都市計画道路
	▭▭▭	他都市計画施設
	■	都市計画公園・緑地
	⇐——○	都市下水路
	■	その他の都市施設
市街地開発事業	□	土地区画整理事業
	□	市街地再開発事業
	▒	市街化調整区域内建築物形態規制A地区
	▦	特定生産緑地

建築基準法の規定に基づく建蔽率・容積率	200/60　100/50　形態規制	上段：容積率 下段：建蔽率

1 ： 15,000

0　500　1000　1500　2000m

令和３年３月　1：10,000図を縮小編纂

座標系　第IX系

等高線　10m間隔

注意１．都市計画は変更することがありますので使用に当っては ご注意願います。

２．隣接自治体の都市計画情報(用途地域・都市計画道路等)については、参考掲載となりますので、各自治体担当課にお問い合わせください。

３．許可なくして複製することを禁じます。

「この測量成果は、上尾市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）上都第168号」

「この測量成果は、川島町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）川まち発第662号」

「この地図は、さいたま市長の承認を得て、同市発行の地形図を複製したものです。
承認番号　都都計都計第2502号」

「この測量成果は、坂戸市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）坂都収第98号」

「狭山市の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものです。
承認番号　令和4年8月30日（狭都発第32号）」

「この測量成果は、鶴ヶ島市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）鶴都第130号」

「この成果は、所沢市長の承認を得て所沢市の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）令和4年9月8日　所都計第120号」

「この測量成果は、日高市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）日都収第238号」

「この測量成果は、富士見市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）富都第177号」

「この測量成果は、ふじみ野市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）ふ都第1010号」

「この測量成果は、三芳町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
（承認番号）三芳都発第154号」

東京都板橋区舟渡３丁目15−22　☎03 (3967) 1781(代)　(株)中央ジオマチックス